

指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設
管理者 各位

横浜市こども青少年局
障害児福祉保健課長

児童発達支援管理責任者に関する告示の改正について

本市の障害福祉施策の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年6月30日、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サビ管」・「児発管」という）に関する告示が改正されました。概要は以下のとおりです。改正概要及びそれに伴う届出の一部変更等は以下のとおりですので、御確認くださいませようお願いします。

1 実践研修の受講に必要な実務経験について

児発管の研修体系については、令和元年度より、基礎研修、補足研修を修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としております。

新たに例外的に、以下の要件をすべて満たす場合は実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）は「6ヵ月以上」となります。一部でも満たさない要件があれば、通常通り、実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）は「2年以上」です。

要件1：基礎研修受講開始時において既に児発管の実務経験要件を満たしている。

要件2：実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害児通所支援事業所等において、障害児通所支援等に係る個別支援計画作成等の業務に従事している。

要件3：上記について、横浜市に届け出ている。

（要件1 注意点）

- ・「基礎研修受講開始時」とは基礎研修の修了証に記載されている修了日です。
補足研修の修了日ではありませんのでご注意ください。
- ・実務経験要件とは相談支援業務5年以上又は直接支援業務8年以上を満たしていること（有資格者については通算5年又は3年に短縮あり）

（要件2 注意点）

OJTの開始（2年以上又は6ヵ月以上の期間の開始）は、基礎研修・補足研修の両方の修了者となってからです

個別支援計画作成の業務とは以下のいずれかの場合が該当します。

- ・児発管のもとで、基礎研修・補足研修修了者が個別支援計画の原案作成までの一連の業務に従事する場合
- ・やむを得ない事由により児発管を欠いている事業所等において、児発管として個別

支援計画作成の一連の業務に従事する場合（やむを得ない事由による暫定配置）

- ・令和3年度末までに基礎研修・補足研修を修了し、実務経験要件を満たした者が、みなし児発管として個別支援計画作成の一連の業務に従事する場合（経過措置のみなし配置）

（要件3 注意点）

- ・指定権者への届出方法については別紙を参照

2 やむを得ない事由により児発管が欠けた場合の措置について

児発管がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験要件を満たす者を児発管とみなして配置する措置については、現行制度上、児発管の欠如時から1年間としております。

現行制度に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、児童発達支援管理責任者とみなして配置可能（最長2年間）とします。

要件1：児発管の実務経験要件を満たしていること

要件2：児発管が欠如した時点で既に基礎研修・補足研修を修了済みであること

要件3：児発管が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されていること

（注意点）

- ・やむを得ない事由による暫定配置については、従前どおり、やむを得ない事由かどうかは指定権者にて判断となりますので、必ず事前にご相談ください。

3 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

児発管更新研修の受講に必要な実務経験として、以下の改正が行われました。

（現行制度）

児発管の更新研修において、サビ管の実務経験は要件として認められていない。

（制度改正後）

児発管の更新研修ではサビ管の実務経験を要件として認める。

別紙 実践研修の受講に必要な実務経験（6ヵ月以上への短縮）の指定権者への届出について

（1）提出様式

- ・・・必ず提出
- △・・・該当時提出

- 実践研修受講に係る実務経験短縮の届出書（参考様式14）
- 研修修了証の写し（基礎研修、補足研修）
- 該当者の実務経験証明書（参考様式5）
基礎研修修了日における実務経験を証明してください。
- △変更届（様式2）
該当者が当該事業所の従事者として届出がなされていない場合に必要です。
- △資格証の写し
実務経験年数を短縮する場合には該当する資格証の写しが必要です。

様式はウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリに掲載してあります。

障害福祉情報サービスかながわ (<https://shougai.rakuraku.or.jp/>)

⇒「文書/カテゴリ検索」

⇒「2. 横浜市からのお知らせ」

⇒「⑨-3 変更届・加算等に関する届出について（児童福祉法）」

⇒「2. 変更届（加算に変更がない場合）」

（2）提出期限

個別支援計画作成業務への配置後10日以内

※本事務連絡発出日以前に要件1、2を満たしていた方については、令和5年9月29日（金）までに提出してください。【郵送必着】

（3）留意事項

- ・OJT6ヵ月対象者として実践研修に申し込む場合は、指定権者への届出の参考様式14の写しを提出する必要があります。写しを必ず保管してください。
- ・実践研修の実施において、指定研修事業者の照会に応じて本届出の情報を提供する場合があります。

（4）届出提出先（郵送先）

届出提出先は、下記URL先にある提出書類一覧をご確認ください。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=13544>

（5）問い合わせ先

横浜市電子申請フォーム

<https://shinsei.hyogo.jp/contents/procedures/apply/6d73ea62-f1>は現在受け付けていません。

※問い合わせについては、電話、メールでは受け付けておりません。